



栃木県公報

平成 25 年
5月31日(金)
第2483号

目 次

規 則

○栃木県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則の制定	495
-----------------------------------------------	-----

告 示

○補助金等の名称等を定める告示の一部改正	496
○木材業者の登録	496
○木材業者登録簿の記載の変更	497
○介護保険法による指定居宅サービスの事業の廃止	497
○介護保険法による指定居宅介護支援の事業の廃止	497
○介護保険法による指定介護予防サービスの事業の廃止	498
○予防接種の業務を行う医師	498
○予防接種の業務を行う医師として告示した事項の変更	500
○予防接種の業務を行わなくなった医師	500
○肉用子牛生産安定等特別措置法による協会の指定の解除	500
○肉用子牛生産安定等特別措置法による協会の指定	501
○土地改良施設の管理規程の変更認可	501
○土地改良区の設立に対する適当決定及び公告縦覧	501
○土地改良区定款変更の認可	502
○道路の区域の変更	502
○道路の供用開始	503

訓 令

○栃木県職員服務規程の一部改正	503
-----------------	-----

公 告

○基本測量の実施	503
○基本測量の終了	504
○開発行為の工事完了	504

教育委員会

○指定管理者の指定に係る変更	504
----------------	-----

人事委員会

○職員の給料等の支給に関する規則の一部改正	505
-----------------------	-----

調達等公告

○平成24年度における政府調達に関する苦情の受付及び処理の状況	505
○入札公告（特定調達公告）	505

規 則

栃木県規則第四十四号

栃木県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を次のように定める。

平成二十五年五月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

栃木県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成二十五年栃木県条例第八号）附則ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二十五年六月一日とする。

(医事厚生課)

告 示

栃木県告示第三百三十四号

補助金等の名称等を定める告示（昭和四十七年栃木県告示第三百五十四号）の一部を次のように改正し、平成二十五年度分の補助金等から適用する。

平成二十五年五月三十一日

栃木県知事 福田 富一

農政部の部経営技術課の款アグリフードビジネス支援事業費補助金の項を次のように改める。

<p>六次産業化実践支援事業費補助金</p>	<p>農産物の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動（以下この項において「農業の六次産業化活動」という。）を支援し、農業及び関連事業の総合化を図る。</p>	<p>一 六次産業化導入支援事業（チャレンジ支援タイプ）費 認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十二条の規定により認定を受けた者をいう。）その他の農業者又はその組織する団体で知事が別に定めるもの（以下この項において「認定農業者等」という。）が六次産業化導入支援事業（チャレンジ支援タイプ）実施要領（平成二十五年三月二十八日付け経技第六百七十四号農政部長通知）に基づき行う農業の六次産業化活動を志向する取組に係る支援事業に要する経費</p> <p>二 アグリフードビジネス支援事業費 農業生産法人その他の農業者の組織する団体で知事が別に定めるもの（以下この項において「農業生産法人等」という。）がアグリフードビジネス支援事業実施要領（平成二十三年六月十六日付け経技第百六十号農政部長通知）に基づき行う農業の六次産業化活動の事業モデルの育成に係る支援事業に要する経費</p>	<p>当該事業に要する経費の二分の一以内。ただし、十五万円を限度とする。</p> <p>当該事業に要する経費の二分の一以内。ただし、二百五十万円を限度とする。</p>	<p>認定農業者等</p> <p>農業生産法人等</p>
------------------------	------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------

(経営技術課)

栃木県告示第335号

栃木県木材業者登録条例（昭和32年栃木県条例第39号）第5条第2項の規定により、次の者に木材業者登録証を交付したので、同条第3項の規定により告示する。

平成25年5月31日

栃木県知事 福田 富一

登 録 年 月 日	登録 番号	氏 名 〔法人にあって は、その名称 及び代表者の 氏名〕	住 所 〔法人にあって は、主たる 事務所の所在 地〕	営 業 所 又 は 工 場		業務の態様		
				名 称	所 在 地	素 材	製 材	特 殊 用 材
平成25年 4月30日	1259	篠井木材有限会社 代表取締役 鈴木 巖	宇都宮市下小池町 569	篠井木材有限会 社	左記の住所に同 じ	○	○	○

栃木県告示第336号

栃木県木材業者登録条例（昭和32年栃木県条例第39号）第9条の規定により、次のとおり登録簿の記載を変更したので、同条第2項において準用する同条例第5条第3項の規定により告示する。

平成25年 5月31日

栃木県知事 福 田 富 一

届 出 年 月 日	登録 番号	名 称 又 は 氏 名	変 更 前 の 事 項	変 更 後 の 事 項	変 更 の 理 由
平成25年 4月8日	1174	有限会社山口材木店 代表取締役 山口 浩康	代表取締役 山口 浩一	代表取締役 山口 浩康	代表者の変更

(林業振興課)

栃木県告示第337号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により指定居宅サービス事業者から指定居宅サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条の規定により次のとおり公示する。

平成25年 5月31日

栃木県知事 福 田 富 一

介護保険 事業所 番 号	事 業 者 の 名 称 又 は 氏 名	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		廃 止 の 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
		名 称	所 在 地		
70200127	社会福祉法人わかば会 理事長 須田 節子	デイホームわかば	足利市小俣町1554番 地4	平成25年 4月1日	訪問介護
70401550	株式会社笑福 代表取締役 大川 一夫	デイサービスセン ター笑福	佐野市君田町272番 地1	平成25年 4月30日	通所介護
71600069	社会福祉法人下野市社会 福祉協議会 会長 篠崎 和雄	下野市社協訪問入 浴介護事業所	下野市小金井789番 地	平成25年 4月30日	訪問入浴介護
71600325	医療法人社団黎明会 理事長 田中 康文	しおん診療所デイ ケアはつらつ	下野市笹原108番地 28	平成25年 4月30日	通所リハビリ テーション

栃木県告示第338号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により指定居宅介護支援事業者から指定居宅介護支援の事業の廃止の届出があったので、同法第85条の規定により次のとおり公示する。

平成25年 5月31日

栃木県知事 福 田 富 一

介護保険 事業所 番 号	事 業 者 の 名 称	指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 所		廃 止 の 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
		名 称	所 在 地		
70300869	とちぎケアサポート合同 会社 代表社員 高木 守	はこの森ケアセン ター	栃木市箱森町 5 番11 号	平成25年 4 月30日	居宅介護支援
71300785	有限会社那須介護福祉セ ンター 代表取締役 薄井 孝	居宅介護支援事業 所みんなの家	那須塩原市南郷屋四 丁目32番36号	平成25年 4 月1日	居宅介護支援

栃木県告示第339号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により指定介護予防サービス事業者から指定介護予防サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第115条の10の規定により次のとおり公示する。

平成25年 5月31日

栃木県知事 福 田 富 一

介護保険 事業所 番 号	事 業 者 の 名 称 又 は 氏 名	指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所		廃 止 の 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
		名 称	所 在 地		
70200127	社会福祉法人わかば会 理事長 須田 節子	デイホームわかば	足利市小俣町1554番 地4	平成25年 4 月1日	介護予防訪問 介護
70401550	株式会社笑福 代表取締役 大川 一夫	デイサービスセン ター笑福	佐野市君田町272番 地1	平成25年 4 月30日	介護予防通所 介護
71600069	社会福祉法人下野市社会 福祉協議会 会長 篠崎 和雄	下野市社協訪問入 浴介護事業所	下野市小金井789番 地	平成25年 4 月30日	介護予防訪問 入浴介護
71600325	医療法人社団黎明会 理事長 田中 康文	しおん診療所デイ ケアはつらつ	下野市笹原108番地 28	平成25年 4 月30日	介護予防通所 リハビリテー ション

(高齢対策課)

栃木県告示第340号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の規定による予防接種については、次の表に掲げる医師が同表に掲げる場所等で当該予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定により公告する。

平成25年 5月31日

栃木県知事 福 田 富 一

医 師 名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
高 和 正	矢板市乙畑1735-9 矢板南病院

近 藤 敏	矢板市乙畑1735-9	矢板南病院
金 井 信 雄	矢板市乙畑1735-9	矢板南病院
大 滝 恭 弘	矢板市乙畑1735-9	矢板南病院
宮 方 基 行	矢板市乙畑1735-9	矢板南病院
石 塚 彰 映	矢板市乙畑1735-9	矢板南病院
正 木 紀 行	矢板市乙畑1735-9	矢板南病院
中 嶋 義 明	矢板市木幡1449-1	なかじまクリニック
高 木 繁 治	矢板市富田77番地	国際医療福祉大学塩谷病院
宮 下 寧	矢板市富田77番地	国際医療福祉大学塩谷病院
福 崎 篤	矢板市富田77番地	国際医療福祉大学塩谷病院
藤 田 順 之	矢板市富田77番地	国際医療福祉大学塩谷病院
渡 辺 泰 治	矢板市富田77番地	国際医療福祉大学塩谷病院
鈴 木 圭 輔	矢板市富田77番地	国際医療福祉大学塩谷病院
尾 崎 勝 俊	矢板市富田77番地	国際医療福祉大学塩谷病院
清 水 勇 人	矢板市富田77番地	国際医療福祉大学塩谷病院
富 永 圭 一	矢板市富田77番地	国際医療福祉大学塩谷病院
前 野 晋 一	矢板市富田77番地	国際医療福祉大学塩谷病院
井 上 寧	矢板市富田77番地	国際医療福祉大学塩谷病院
金 谷 富 夫	佐野市仙波町77番地	常盤診療所
加 納 康 彦	佐野市石塚町893-1	医療法人 稲毛クリニック
和 気 義 徳	佐野市葛生東1-10-27	医療法人 翼望会 長島医院
田 代 薫	那須塩原市弥生町1番10号	福島整形外科病院
関 根 仁 美	大田原市新富町2丁目1-22	吉成小児科医院
石 井 純 平	大田原市中田原1081番地4	那須赤十字病院
小 川 美 織	大田原市中田原1081番地4	那須赤十字病院
鶴 岡 秀 一	上三川町大字上三川2360番地	新上三川病院
井 上 泰 一	上三川町大字上三川2360番地	新上三川病院
萩 原 浩 好	上三川町大字上三川2360番地	新上三川病院
伴 光 正	上三川町大字上三川2360番地	新上三川病院
永 山 学	那珂川町馬頭464番地1	白寄医院
黒河内 顕	那珂川町馬頭464番地1	白寄医院
福 嶋 稔	鹿沼市上殿町1619-4	石川整形外科クリニック
蓮 江 正 賢	鹿沼市上殿町1619-4	石川整形外科クリニック
馬 杉 毅 彦	鹿沼市上殿町1619-4	石川整形外科クリニック
嶋 岡 鋼	矢板市富田77番地	国際医療福祉大学塩谷病院
川 嶋 章 浩	矢板市富田302	かわしま循環器内科

橋 本 敬	矢板市泉377-5	橋本医院
大 門 康 寿	栃木市大町27番24号	大門内科医院

栃木県告示第341号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の規定による予防接種を行う次の医師について、その氏名又は予防接種を行う主たる場所に変更があったので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第2項の規定により公告する。

平成25年 5月31日

栃木県知事 福 田 富 一

医 師 名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	
山 本 今日子 (熊 谷 今日子)	大田原市中田原1081番地 4	那須赤十字病院

(注) 表中の () 内は変更前のもの

栃木県告示第342号

次の医師は、予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の規定による予防接種を行う医師ではなくなったので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第2項の規定により公告する。

平成25年 5月31日

栃木県知事 福 田 富 一

医 師 名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	
石 井 恵 理 子	下野市小金井2-4-3	医療法人 小金井中央病院
桑 崎 修	佐野市植野町1929-1	桑崎内科医院
蘇 原 正 道	佐野市葛生中央東2-1-5	蘇原産婦人科医院
岡 部 寛	上三川町大字上三川2360番地	新上三川病院
金 谷 裕 司	上三川町大字上三川2360番地	新上三川病院
鹿 原 健	上三川町大字上三川2360番地	新上三川病院
山 室 健 一	上三川町大字上三川2360番地	新上三川病院
瀧 山 嘉 久	那珂川町馬頭464番地 1	白寄医院
金 澤 寛 樹	那珂川町馬頭464番地 1	白寄医院
林 芳 和	那珂川町馬頭464番地 1	白寄医院
藤 原 慎 一 郎	那珂川町馬頭464番地 1	白寄医院
倉 科 憲 太 郎	那珂川町馬頭464番地 1	白寄医院
杉 本 美 幸	那珂川町馬頭464番地 1	白寄医院
秋 元 正 年	那珂川町馬頭464番地 1	白寄医院
橋 本 克 彦	矢板市泉377-5	橋本医院
野 沢 有 臣	矢板市扇町2丁目11-36	野沢外科医院

(健康増進課)

栃木県告示第343号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）第9条第1項第5号の規定により、指定協会の指定を解除したので、同法第9条第2項において準用する同法第7条第4項の規定により次のとおり公示する。

平成25年 5月31日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 指定を解除した指定協会の名称及び住所
社団法人栃木県畜産協会
宇都宮市平出工業団地 6 番 7
- 2 指定を解除した年月日
平成25年 3月31日

栃木県告示第344号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）第7条第1項の規定により、次の協会について、同法第6条第1項の指定をしたので、同法第7条第4項の規定により公示する。

平成25年 5月31日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 指定をした指定協会の名称及び住所
公益社団法人栃木県畜産協会
宇都宮市平出工業団地 6 番 7
- 2 指定をした年月日
平成25年 4月 1日

(畜産振興課)

栃木県告示第345号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、次のとおり土地改良施設の管理規程の変更を認可したので、同条第4項の規定により公告する。

平成25年 5月31日

栃木県知事 福 田 富 一

土地改良区 の 名 称	土地改良施設 の 名 称	土地改良施設の所在地	土地改良施設の管理規程の概要	認可年月日
馬頭土地改良区	三川又頭首工	那須郡那珂川町小口字 広瀬	(1) 取水、放流及びゲートの操作に関する事項 (2) 点検及び整備に関する事項 (3) 緊急事態における措置に関する事項	平成25年 4月15日

栃木県告示第346号

次の者から申請のあった土地改良区の設立に関し、土地改良法（昭和24年法律第195号）第8条第1項の規定により、土地改良事業計画及び定款について審査を行った結果適当と決定したので、同条第6項の規定により公告する。

なお、同項の規定により、土地改良事業計画書及び定款の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、同法第9条第1項の規定により、所轄農業振興事務所を經由して、栃木県知事に申し出ることができる。

平成25年 5月31日

栃木県知事 福 田 富 一

申 請 人		土地改良区名	事 業 名	縦 覧 期 間	異 議 申 出 期 限	所轄農業振興事務所
住 所	氏 名					
矢板市 倉掛 199-1	和氣操 ほか19名	たかはら土地改良区	維持管理 事業	平成25年 6月 3日から 同月28日まで	平成25年 7月16日	塩谷南那須農業振興事務所

栃木県告示第347号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成25年 5月31日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
那 須 町 土 地 改 良 区	平成25年 5月17日

(農地整備課)

栃木県告示第348号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成25年 5月31日から同年 7月 1日まで一般の縦覧に供する。

平成25年 5月31日

栃木県知事 福 田 富 一

I

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 結城石橋線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
42	前	河内郡上三川町大字多功字愛宕山633-6から 河内郡上三川町大字多功字本町1867-1まで	5.2～6.6	905.0	A及びBは、 関係図面で表示する敷地の 区分をいう。
	後A	河内郡上三川町大字多功字愛宕山633-6から 河内郡上三川町大字多功字本町1867-1まで	5.2～6.6	905.0	
	後B	河内郡上三川町大字多功字愛宕山716-1から 河内郡上三川町大字多功字本町1867-1まで	18.0	830.7	

II

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 川俣温泉川治線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
152	前	日光市上栗山字向山752-2 から 日光市上栗山字今原719-1 まで	6.1 ~ 29.4	658.7	
	後	日光市上栗山字向山752-2 から 日光市上栗山字今原719-1 まで	11.0 ~ 35.2	658.7	

栃木県告示第349号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成25年5月31日から同年7月1日まで一般の縦覧に供する。

平成25年 5月31日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
153	一 般 県 道 南小林栃木線	栃木市河合町986から 栃木市室町253-2 まで	平成25年 5月31日

(道路保全課)

訓 令

栃木県訓令第8号

本 庁
出先機関

栃木県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年五月三十一日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県職員服務規程の一部を改正する訓令

栃木県職員服務規程（昭和三十九年栃木県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

別表岡本台病院の部中

日勤	午前8時30分から午後5時15分まで	を
----	--------------------	---

日勤	午前8時30分から午後5時15分まで	に改める。
早出勤	午前6時30分から午後3時15分まで	
遅出勤	午前11時30分から午後8時15分まで	

附 則

この訓令は、平成二十五年六月一日から施行する。

(人事課)

公 告

○基本測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成25年 5月31日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 作業種類
基本測量（国土調査に伴う基準点測量、電子基準点現地調査）
- 2 作業地域
那須塩原市及び那須郡那須町（国土調査に伴う基準点測量）
日光市（電子基準点現地調査）
- 3 作業期間
平成25年 6月10日から平成26年 2月28日まで

○基本測量の終了

平成24年 5月25日付けの栃木県公報で公示した「基本測量の実施」について、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から、その基本測量が終わった旨通知があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成25年 5月31日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 作業種類
基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正測量）
- 2 作業地域
県内全域
- 3 作業期間
平成24年 5月25日から平成25年 3月29日まで

（監理課）

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

平成25年 5月31日

栃木県知事 福 田 富 一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
下都賀郡壬生町大字安塚字鹿島原2020番3、 2020番4、2020番5	神奈川県伊勢原市桜台二丁目2番5 号アカデミックハイツA-203号	早乙女 政 弘
	下都賀郡壬生町大字安塚917番地1 クリアヴィレッジF-105	早乙女 恭 子

（都市計画課）

教 育 委 員 会

栃木県教育委員会告示第8号

栃木県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年栃木県条例第4号）第7条の規定により指定管理者から変更の届出があったので、同条例第8条第2項において準用する同条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成25年 5月31日

栃木県教育委員会

施 設 の 名 称	指定管理者の名称	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日
栃木県立とちぎ海浜自然の家	公益財団法人とちぎ未来づくり財団	指定管理者の名称	財団法人とちぎ未来づくり財団	公益財団法人とちぎ未来づくり財団	平成25年 4月1日
		指定管理者の代表者の氏名	理事長 田村 澄夫	理事長 荒川 勉	
栃木県立なす高原自然の家	公益財団法人とちぎ未来づくり財団	指定管理者の名称	財団法人とちぎ未来づくり財団	公益財団法人とちぎ未来づくり財団	平成25年 4月1日
		指定管理者の代表者の氏名	理事長 田村 澄夫	理事長 荒川 勉	
栃木県立しもつけ風土記の丘資料館	公益財団法人とちぎ未来づくり財団	指定管理者の名称	財団法人とちぎ未来づくり財団	公益財団法人とちぎ未来づくり財団	平成25年 4月1日
		指定管理者の代表者の氏名	理事長 田村 澄夫	理事長 荒川 勉	
栃木県立なす風土記の丘資料館	公益財団法人とちぎ未来づくり財団	指定管理者の名称	財団法人とちぎ未来づくり財団	公益財団法人とちぎ未来づくり財団	平成25年 4月1日
		指定管理者の代表者の氏名	理事長 田村 澄夫	理事長 荒川 勉	

(総務課)

人 事 委 員 会

栃木県人事委員会規則第十八号

職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年五月三十一日

栃木県人事委員会委員長 平 間 幸 男

職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料等の支給に関する規則（昭和二十七年栃木県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一岡本台病院の項(2)中「精神科救急病棟」の下に「及び医療観察法病棟」を加える。

附 則

この規則は、平成二十五年六月一日から施行する。

調 達 等 公 告

○平成24年度における政府調達に関する苦情の受付及び処理の状況

平成24年度における政府調達に関する苦情の受付及び処理の状況について、次のとおり公表する。

平成25年 5月31日

栃木県知事 福 田 富 一

政府調達に関する苦情の申立件数 なし

(会計局会計管理課)

○入札公告（特定調達公告）

次のとおり一般競争入札に付する。

平成25年5月31日

栃木県知事 福田 富一

1 入札に付する事項

- (1) 借入件名及び数量 通信指令システム機器 一式
- (2) 借入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 借入期間 平成26年3月1日から平成33年2月28日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約として実施する。そのため、契約に当たっては、県の各年度予算において当該契約に係る経費が減額又は削除されたときに契約を変更又は解除できる旨の特約を付す。

- (4) 借入場所 栃木県内の警察施設

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、大分類C電気器具、カメラ類2通信機器、大分類N通信、情報処理2情報関連サービス又は大分類Pその他のサービス2リース、レンタルの入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 平成25年7月24日から同月26日までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

3 入札の手續等

- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所
〒320-8510 栃木県宇都宮市埜田1丁目1番20号
栃木県警察本部地域部通信指令課 電話028-621-0110(内線3621)
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所
平成25年5月31日から同年7月23日までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで(1)の場所において交付する。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 入札書の受領期限及び提出場所 平成25年7月24日午後5時、栃木県警察本部警務部会計課に持参又は郵送すること。（ただし、郵送の場合は、書留郵便で上記会計課へ郵送すること。）
イ 開札の日時及び場所 平成25年7月26日午後1時30分 栃木県警察本部庁舎2階入札室
- (4) 入札方法 1の(1)の件名で月額リース料で入札に付する。
- (5) 入札書の記載方法等 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、警察本部地域部通信指令課で交付する仕様書に基づき作成した通信指令システム機器仕様書を平成25年7月10日午後0時までに提出しなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (4) 審査
ア 技術審査 栃木県警察本部地域部通信指令課長が、入札者の作成した通信指令システム機器仕様書をイの技術審査基準により審査し、採用し得ると判断した通信指令システム機器仕様書を提出した入札者の入札書のみを落札決定の対象とする。
イ 技術審査基準 通信指令システム機器仕様書が、警察本部地域部通信指令課で交付する仕様書に示す事項を満たしており、使用目的等に適合すると認められるものであること。
- (5) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった

者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(6) 落札者の決定方法 (4)の審査により落札決定の対象となった入札者であって、栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約書の作成の要否 要

(8) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:

Tochigi Prefectural Police Management System for Communication Instructions, 1set.

(2) Time and Date of bidding:

5:00 pm, July 24, 2013

(3) Information is available at:

Communication Command Division,

Area Department Tochigi Police Headquarters

1-1-20 Hanawada,Utsunomiya,Tochigi Japan 320-8510 TEL.028-621-0110(extension3621)

(警察本部会計課)